

○ 学校法人二松学舎公益通報規程
(平成21年3月26日制定)

(目的)

第1条 この規程は公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、学校法人二松学舎（以下「本法人」という。）の業務に関し、法令若しくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれのある行為（以下「法令違反行為」という。）が生じた場合、あるいは生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために、法令違反行為に関する通報及び相談（以下「公益通報等」という。）への対応並びに通報者及び相談者（以下「公益通報者」という。）の保護に関し必要な事項を定める。

(公益通報等の定義)

第2条 この規程において公益通報等とは、本法人と雇用関係にある教職員（派遣契約等の契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下「教職員等」という。）が、本法人又は本法人の役員及び教職員等に法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を、不正の目的でなく通報・相談することをいう。

(公益通報等の受付窓口)

第3条 本法人は、公益通報等に対応するため、別に定めのある場合を除き、総務・人事部に受付窓口を置き、事務局長又は総務・人事部長（以下「通報対応者」という。）が受付対応を行う。

2 事務局長は公益通報等対応の統括者となり、受付窓口の集約をはかる。

(公益通報等の方法)

第4条 公益通報等は、電子メール、電話、FAX、書面又は面談等によって行うことができる。ただし、匿名による公益通報等は、原則としてこれを受け付けない。

(公益通報等の対応)

第5条 通報対応者は、公益通報等がなされた場合、公益通報者に対して速やかに通報を受けた旨を通知し、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(不正通報の禁止)

第6条 教職員等は、不正に利益を得る目的、本法人又は第三者に損害を加える目的、その他誹謗中傷等の不正の目的をもって公益通報等を行ってはならない。

(調査委員会)

第7条 理事長は通報対応者からの報告を受け、通報内容の事実関係調査のため、法人若しくは各学校に調査委員会を設置するものとする。

2 調査委員会の委員は次のとおりとする。

- (1) 学長、副学長若しくは各高等学校長
- (2) 事務局長
- (3) 委員長が必要と認める教職員 若干名

3 委員長は前項第1号の委員から理事長が任命する。

4 委員会は、その判断にあたり外部に意見を求めることができる。

5 調査委員会委員は、当該委員が関係する公益通報等の調査には関与できないものとする。

(調査の実施)

第8条 調査委員会は、調査対象部署の責任者及び調査対象者に対して、調査の実施に必要な資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。

2 調査対象部署の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第9条 調査委員会委員は調査にあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 教職員等、学生、生徒等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象者及び調査対象部署等の業務遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 公益通報者の個人を特定する情報について、本人の同意のある場合を除き、その秘密を保持すること。
- (4) 職務上知り得た事実を、正当な理由なく他に漏洩しないこと。
- (5) 調査中は公平不偏の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施すること。

2 通報対応者は調査委員会委員に準じて、前項を遵守しなければならない。

3 調査委員会委員及び通報対応者は、その職務を離れた場合であっても、前第1項第3号及び同第4号に定める事項を遵守しなければならない。

(調査報告)

第10条 調査委員会委員長は、委員会の進捗状況及び結果を、理事長に報告しなければならない。

(是正措置等)

第11条 理事長は法令違反行為が確認された場合は、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 理事長は前項の措置を講じた後、通報を行なった教職員等に対し通報対応者を通じてその内容を通知しなければならない。ただし当該通報者の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 本法人は、教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対して、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

但し、不正の目的をもって公益通報等を行なった場合はこの限りではない。

2 教職員等は他の教職員等がその公益通報を行った事を理由に当該教職員等に対し不利益な取扱いを行ってはならない。

3 本法人及び教職員等は調査委員会の調査協力者、調査協力部署に対し協力したことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない。

(適用除外)

第13条 公益通報等のうち、ハラスメントに関する事項及び公的研究費・研究活動の不正については、本規程の規定にかかわらず本法人が設置する各学校のハラスメント防止規程又は「二松学舎大学における公的研究費及び

研究活動の不正防止に関する規程」による。

(事務担当)

第14条 この規程に関する事務は総務・人事部が行う。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は理事会が行う。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。